

県外からの出願について Q & A

島根県教育委員会（教育指導課）

※県外募集については「しまね留学公式ホームページ」(<https://shimane-ryugaku.jp/>)もご覧ください。また、出願手続等の詳細は、選抜実施要綱及び各高校の募集要項を確認してください。

Q：選抜制度にはどのようなものがありますか。

A：推薦選抜等（1月下旬頃）と一般選抜（3月上旬）による方法があります。

また、3月中旬の合格発表の時点で欠員が生じた学校・学科において、第2次募集を実施します。

Q：県外生が出願する場合の要件はどのようなものがありますか。

A：下記のとおりです。（選抜実施要綱の「出願の基本的事項」より）

保護者が県外に居住する場合

(1) 次の(ア)又は(イ)に該当する場合は、原則として本県の公立高等学校に出願することができる。

(ア) 保護者の転勤等による一家転住、水産科を設置していない都道府県から本県の水産高校を出願する等、正当と認められる特別な理由のある場合。

(イ) 県内に居住している確かな身元引受人（原則として、志願者の親族である祖父母、おじ、おば等）のある場合。

なお、身元引受人が(イ)に示す以外の場合、当該高等学校長は、県立高等学校にあっては県教育委員会と、松江市立女子高等学校にあっては松江市教育委員会と協議の上で、身元引受人を認めて出願を許可することができます。

Q：県外生の場合、自分が住む都道府県の高校と島根県の高校を併願することができますか。

A：島根県の公立高校に出願する場合は、今在住の都道府県の公立高校に出願していないことが条件となりますので、島根県と在住の都道府県の公立高校との、推薦選抜同士、一般選抜同士の併願はできません。県内外の私立高校との併願は、本県の推薦選抜の専願制をお守りいただける限り、特に制限はありません。

ただし、在住の都道府県により事情が異なることがありますので、必ず在籍の中学校、各都道府県教育委員会へご相談ください。いずれの場合でも、在籍中学校長が証明した「島根県公立高等学校入学志願承認願」（様式第8号）を提出する必要があります。

Q：県外生は身元引受人がいないと受検できませんか。

A：県外から出願するためには、島根県内に一家転住するか島根県内に身元引受人がいることが必要です。身元引受人は、原則として本人の親族です。親族がいない場合、保護者代わりの責務を負つてもらえる知人等でもよいですが、身元引受人が親族以外の場合は、志願先の高等学校長と県教育委員会との協議の上で、身元引受人として認められれば出願することができます。身元引受人による出願を希望される場合は、事前に志望する高校に問い合わせをしてください。

保護者が県外に居住し、下記のア、イに該当する場合は、島根県公立高等学校入学志願者承認願（様式第8号）に次の書類を添付して、入学願書とともに、出身中学校等の校長を経由して志願先の高等学校長に提出する。この手続を経て、当該高等学校長の承認を受けた場合に限り入学願書は受理される。

ア 保護者の転勤等による転住の場合

(ア) 保護者の所属長の証明書又は事情を証明するに足る資料

(イ) 島根県内の居住地が分かる資料

イ 身元引受人により出願する場合

(ア) 身元引受人の承諾証明書（様式自由）

(イ) 受検者又は保護者と身元引受人の関係を示す、民生児童委員の証明（様式自由）

又は、その他それを証明する資料（様式自由）

(ウ) 身元引受人の住民票

Q：身元引受人とはどういう役割を果たすのですか。（入学まで）

A：生徒の身元が確かであることを保証してくれる人のことです。「出願時に県外からの志願者の身元を引き受ける人」のことであり、選抜実施要綱では「原則として、志願者の親族」としています。窓口は各高校となっておりますので、詳しいことは、志願先の高校にご相談ください。出願から受検時に事故等ある場合に、身元引受人には責任が及ぶことはありません。

Q：受検料は、いくらですか。

A：2,200円です。島根県の収入証紙をお買い求めいただき、入学願書に貼りつけてください。なお、松江市立女子高等学校を受検する場合は、直接問い合わせて学校の指示に従ってください。

Q：島根県収入証紙はどこで買えるのですか。

A：島根県が指定した島根県内の売りさばき場所で販売しており、県外では販売していません。収入証紙の購入が困難な場合は、島根県収入証紙を貼り付ける代わりに、入学願書にゆうちょ銀行発行の普通為替・定額小為替を添えて提出することができます。その場合は、必ず事前に出願する高校に連絡をしてください。

Q：入学者選抜実施要綱は、いつ発表されますか。

A：例年、10月頃です。島根県教育委員会教育指導課のホームページ（下記参照）で閲覧、ダウンロードすることができます。
http://www.pref.shimane.lg.jp/education/kyoiku/senbatsu/senbatsu_info/

Q：各高校の募集要項は、いつ発表されますか。

A：例年、11月頃です。募集要項・入学願書は、各高校に直接問い合わせて請求してください。

Q：出願に必要な書類はどうすれば入手できますか。

A：出願に必要な書類の様式は、島根県教育委員会教育指導課のホームページで閲覧、ダウンロードすることができます。なお、中学校で作成するものとして、個人調査報告書（様式第2号）等があり、これらについては、原本に加えて電子データ（CD-R）も提出してもらいますが、県外からの出願の場合、電子データ（CD-R）の提出は不要です。

Q：学習成績・特別活動の記録等概要表（様式第3号）で記入できない箇所がある場合はどのようにすればよいですか。

A：記入できない箇所がある場合は斜線を引き、「4 備考」欄にその理由を記載してください。なお学習成績・特別活動の記録等概要表（様式第3号）は志願先の高等学校長と島根県教育庁教育指導課長あてにそれぞれ提出してください。

※その他ご不明な点は、下記へお問い合わせください。

島根県教育庁 教育指導課 学力育成スタッフ 入学者選抜担当

〒690-8502 島根県松江市殿町1番地

TEL 0852-22-6132、22-5412

FAX 0852-22-6026

e-mail shidou@pref.shimane.lg.jp